

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島市長 殿

提出者

住所 広島市中区橋本町10番10号

氏名 株式会社竹中工務店 広島支店

支店長 古川 英樹

電話番号 082-212-0111

(担当)生産統括部 安全環境グループ 難波

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社竹中工務店 広島支店
事業場の所在地	広島市中区橋本町10番10号（広島市内作業所）
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 33,322百万円(税抜 令和4年実績 広島支店管轄)
③従業員数	243人(令和5年6月現在 広島支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3による

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度)実績量
計画:今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

広島市
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	150.15										150.15				150.15					
廃油	0.03										0.03				0.03					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	60.31	270									60.31	270				270				25.62
紙くず	6.78	10									6.78	10			3.99	10				2.04
木くず	47.75	370									47.75	370			20.19	170				27.01
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	50.51	190									50.51	190			50.51	190				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	20.4	940									20.4	940			10.77	580				
鋸さい																				
がれき類	1943.57	2580									1943.57	2580			1806.06	1400				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	2279.5	4360	0	0	0	0	0	0	0	0	2279.5	4360	0	0	2041.7	2620	0	0	54.67	200

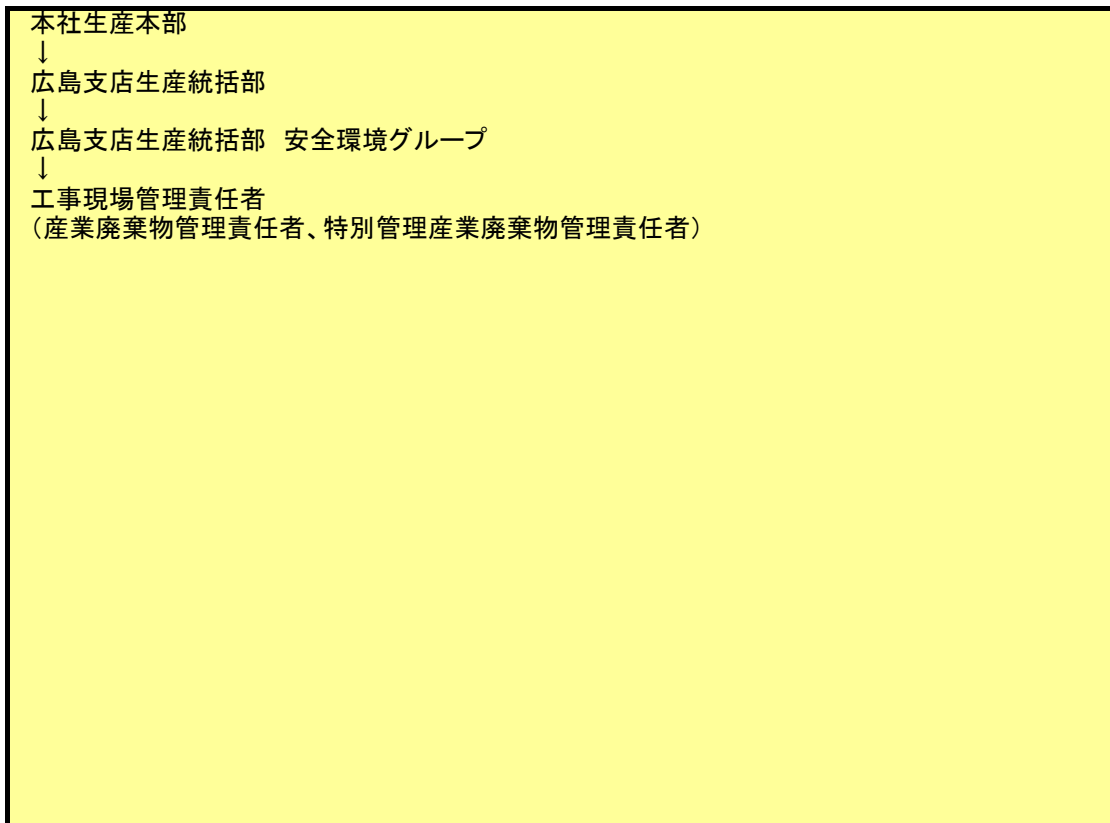
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・工法の改善 ・梱包材の簡素化 ・ユニット化搬入 ・実寸発注の実施 ・余剰材の引き取り ・資材の再利用
②計画 (今後実施する予定の取組)	・個別工事における工法の改善による産業廃棄物の削減

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	コンクリートがら、アスコンがら、金属くず、紙くず(ダンボール)、木くず、ALC、石膏ボード、グラスウール、ロックウール、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、混合廃棄物
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特になし

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施例なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施例なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・実施例なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・実施予定なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する ・優良認定処理業者から選定する ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する

産業廃棄物の一連の処理の工程

